

野焼きは禁止されています

回覧

だめ!



廃棄物（ごみ）の焼却行為は、法律により原則禁止です。

廃棄物を野焼き（野外焼却）することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の例外※を除いて禁止されています。

野焼きは、"灰・すす・煙・悪臭"などにより周囲にお住いの方々に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質の発生から健康や自然環境に深刻な影響を与える原因になることもあります。さらには、火災につながる危険性もあるため、野焼きは絶対にやめましょう。



野焼きは犯罪です。

いわゆる野焼き（簡易焼却炉やドラム缶などでの焼却も野焼きとみなされる可能性がある）など、野外などでの不法な廃棄物の焼却については、直接罪を伴う規定があります。

違反した場合には、**5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金**に処せられることがあります。

【例外として認められているもの】

次に掲げる一部の行為は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で例外として定められています。

- 1 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの（例：畑での病虫害予防のための農作物（つる等）の焼却や水田での稲わらの焼却など）
- 2 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うもの（例：どんと焼き、しめ縄の焼却など）
- 3 災害予防、応急対策または復旧のために必要なもの（例：火災予防訓練）
- 4 国等公共団体が、その施設を管理するために必要なもの（例：河川敷の草焼き）
- 5 たき火などの焼却であって軽微なもの（落ち葉たき、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却）

【注意点】

例外的に認められている場合でも、次のような場合は、指導などの対象となり、焼却を中止していただくこともありますので、風向き、燃やす量、時間帯に注意し、周辺に迷惑（煙や臭いなど）をかけない必要最小限の範囲で実施してください。

- 1 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合（家の中に多量の煙が入ってきている、いつも焼却されて洗濯物にすすや臭いがついて困るなど苦情がある）
- 2 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
- 3 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

ごみの適正な処理にご協力ください。

詳しくは、西郷村環境保全課（☎ 25-2197）にお問い合わせください。



【緊急時の通報】

火災の恐れがある場合 119番

悪質な野焼きの場合 110番 へ通報してください。